

議事日程(第3号)

令和7年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(9件)

議案第82号 木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第83号 木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第84号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について

議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第91号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第92号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(5件)

議案第87号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について

議案第89号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について

議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第93号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

議案第94号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第2 議案第95号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(9件)

議案第82号 木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第83号 木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第84号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について

議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第91号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第92号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(5件)

議案第87号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について

議案第89号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について

議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

議案第93号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

議案第94号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第2 議案第95号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（9名）

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 中武 良雄君	7番 後藤 和実君
9番 甲斐 政治君	10番 中竹 義一君
11番 眞鍋 博君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	萩原 一也君
教育長 .....	恵利 修二君	総務財政課長 .....	小野 浩司君
会計管理者 .....	長友 三保君	地域政策課長 .....	壺岐 和寿君
環境整備課長 .....	長友 涉君	教育課長 .....	谷岡 潔君
税務課長 .....	平野 大輔君	福祉保健課長 .....	西田 誠司君
町民課長 .....	濱砂 光章君	産業振興課長 .....	藤井 学君
代表監査委員 .....	桑原 正憲君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。

携帯電話等をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（眞鍋 博） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案9件、議案第82号木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第83号木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第84号木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第86号木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第88号木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、議案第91号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第92号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上9件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君） 令和7年第9回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は12月9日及び10日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第82号木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第83号木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第84号木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第85号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第86号木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第88号木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第91号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第92号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

**○議長（眞鍋 博）** 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案5件、議案第87号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について、議案第89号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、第93号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、議案第94号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、桑原勝広議員。5番、桑原勝広議員。

**○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君）** 産業文教常任委員会に委託されました議案は5件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は12月9日、10日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、審査を行いました。

初めに、議案第87号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第89号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、原案可決です。

次に、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第93号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第94号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決です。

なお、議案第87号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノ

ツQ館の指定管理者の指定についてであります。業種全体の累積赤字が見られ、財務の健全性について懸念されますので、行政側のチェック体制を強化してもらい、安定した経営に向かって頑張っていたきたいという意見がありました。

また、議案第89号木城えほんの郷の指定管理者の指定についてですが、木城えほんの郷は全国的に知られている施設であります。平成8年から28年経過し、施設の老朽化に伴う施設投資が今後予想されます。令和8年4月から新体制になるに当たり、以上のことを踏まえ、行政側のチェック体制を徹底し、安定した運営に向けてサポートしてもらいたいという意見がありました。

以上で、産業文教委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、一議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第88号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第89号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第90号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第91号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第92号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第93号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第94号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の13議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第82号木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノック館の指定管理者の指定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号木城えほんの郷の指定管理者の指定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）、本案に対する総務常任委員長及び産業文教常任委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第95号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第2、議案第95号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第95号につきまして、提案

理由の説明を申し上げます。

議案第95号。議案第95号は、西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてであります。

本議案につきましては、西都児湯1市5町1村が共同で設置する西都児湯障害認定審査会において、審査会委員の負担軽減及び審査判定の効率化を図るため、審査会委員の定数等について規約の改正を行うものであります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第3. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第3、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第95号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第95号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第95号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第95号に対する質疑はありませんか。10番、中竹義一議員。

○議員（10番 中竹 義一君） 今、定数を増やすということで報告はあったわけなんですけど、その中で、木城町のその中に入っておられる方がおられるのかを教えてくださいたいと思います。

定数を何名にして、木城町の人が携わっているのか、お示しを願いたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） 審査員の中には、現在、木城町の方は入っておりません。定数なんですけど、現在7名の委員で構成されておりますが、先ほど提案理由でもありましたように、審査員の負担軽減と効率化を図るために、これを10名にし、それぞれ5名ずつに分けて、2合議

体で効率よく審査会を開催するものです。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する質疑は終わります。

これより議案第95号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議員派遣の件

○議長（眞鍋 博） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

○議長（眞鍋 博） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長・議員報酬及び定数検討特別委員会委員長報告

告を行います。

報告のある委員長は挙手をお願いいたします。5番、桑原勝広議員。

○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君） 産業文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

令和7年11月17日、18日、沖縄県うるま市うるマルシェ、合同会社禮之会、うるま市教育委員会に、産業文教常任委員会5名と事務局1名で視察を行いました。

沖縄県うるま市は、みどりの杜木城学園の6年生の修学旅行先であり、勝連小学校とは今年から交流が始まったところでもあります。うるま市は、2005年に2市2町が合併し、沖縄の三大都市になり、中部圏域をリードする発展している都市であります。人口12万6,933人、男女が6万3,000人台という同比率であります。高齢者は24%と低く、若い世代が多いまちのようでもあります。

まず、有機農産物市場調査のため、うるマルシェに伺いました。「食を通じてうるまを元気に」という理念で、農家数や耕作面積の減少、担い手不足による高齢化の課題を解決するために、うるま市農水産業振興戦略拠点施設として、うるマルシェという拠点がオープンしています。軌道に乗るまで3年かかったということです。今は、年間約130万人が訪れる施設であり、現在の生産者の登録数は1,100人を超えています。

今回は、農産物終了時期に当たり、期待するほど農産物の出荷量はなかったのですが、うるま市によると、有機JAS認定マークをつけて販売しているのはもちろんのこと、他に野菜に農薬を使用していないことを見分けるために、うるマルシェ独自のシールで分けていらっしゃいました。

また、生産者の写真や生産物の紹介等を行い、生産者が身近な距離にあり、安心安全な品物を提供している雰囲気を出していました。町内の販売において参考になると感じました。

また、うるま市民食堂が隣接しており、直売所の食材を使った食事を提供されていました。多くの来店者が来られて、生産者から消費者への流れができていることに感動いたしました。

次に、合同会社禮之会ではありますが、うるま民泊であります。今年もみどりの杜木城学園6年生56名が修学旅行で、うるま民泊を体験し、おもてなしを受け、大変に喜んだ報告を聞いています。

うるま民泊は、地域性を活かした民泊づくりとして人育てをテーマに、コミュニケーション能力向上を目指しています。体験を通じ、お互いの違いをどう受け入れるか、相手を思いやり受け入れる民家体験泊を基軸に、観光産業の進興を目的としています。

ないないの町、木城のまちづくりの一環として、この体験型民泊事業を、石河内地区宿泊施設を中心に展開できないか、みんなで考えるべきではないでしょうか。

石河内地区には、武者小路実篤の新しき村、木城えほんの郷、自然と遊べる川、山が身近にあります。まず、石河内地区を先頭に考え、川原公園の宿泊施設・湯ららを中心とした宿泊施設等県外から人を呼べる体制づくりが、この体験型民泊を、施設をつくるべきではないでしょうか。経済的効果は絶対にあります。町も活気づきます。一つの柱を軸に周りを固めていく政策・流れがあるストーリー性のある政策が必要ではないでしょうか。その一歩が、人を呼べる宿泊施設ではないでしょうか。

次に、うるま市教育委員会の取組について発表します。

うるま市は、うるまみらいという学校教育アクションプランを令和6年から3年で取り組んでいってまいります。生きる力を身につけ、高い志を持ったうるまっ子を育てることを目的に掲げていってまいります。中でも、シティズンシップ（社会の一員として主体的に参加し、より良い社会をつくる力）の育成に取り組んでいることに驚きました。

学校教育の基本目標は、郷土に誇りを持ち、未来を拓く人づくりとし、1) 学びを変える、2) 誰一人取り残されない、3) 市民協働学校づくりであります。

まず、学びを変えるというのは、ICTを活用したタブレットを利用し、小学校が68.4%、中学は79.1%、全国平均より25%以上高いところであります。

幼稚園、保育園の幼児が遊びから始まり、そこで学ぶ、探求していくことをしていってまいりました。学習の興味、関心を持たせるために、情報共有ツールロイロノートの導入やデジタル教材を活用されています。子供一人一人に寄り添える授業・家庭での自主学習におけるデジタルドリルを導入し、子供に応じた学習をされていました。

先生方の見方を変えるということで、先生が変わる研修、組織づくりを行ってまいります。聴き合う、対話で自立的に学ぶ、教員の育成をされている、先生方のこうなりたい、こう挑戦してみたいという、こうやってみたいということに対して、予算をつけて実施されています。

今回、この制度を利用して、12月18日に、勝連小学校より3名の先生方がみどりの杜木城学園に来られる予定です。

2番目に、誰一人取り残されない学校生活応援課設置ということで、毎日、朝礼時、帰るときに、端末上に自己状態をマークで知らせるシステムを利用し、先生方の子供への見取りを少しでもカバーできるようにしてあります。人を大切にする、聴くことから生まれる安心安全な学級づくり、勇気づけ、子供同士の聴き合う雰囲気づくりをし、子供の考えを取り上げ、みんなへつなぐ、豊かな関わりで勇気づける教育を行ってまいります。

現在、不登校は小学校114名、中学校119名で、豊かな丁寧な関わりにより、安心安全な学級づくりに努めて、少しずつ改善しているということでもあります。

小学校では自立支援員、中学校には青少年支援員を配置し、登校支援、学級復帰支援に取り組

んでいらっしゃる。実際、学校教育は端末を利用して学習能力が上がってくるでしょうが、必要なのは子供同士の関わり、先生との関わり、先生同士の関わり、地域との関わり等対話することが大事であることが改めて分かりました。

次に、勝連小学校を視察させてもらったんですが、驚いたことは、みんな元気で挨拶する子供たちでありました。各学年の間仕切り壁がありますが、廊下との壁はなく、オープンでありました。しかし、各部屋の音は気になりません。障がいのある子供たちの教室も個に応じた指導体制が取られており、学校の様子を垣間見る、知ることができました。授業は端末を利用した最先端のものですが、一人一人に目が行き届き、気配りされた学校でありました。みどりの杜木城学園との交流も今年から始まったようですから、子供たちが互いに接し、切磋琢磨して、視野の広い人に成長していってほしいと思います。

今回の研修で、人と人とのコミュニケーションの大切さ、それとうるマルシェ、うるま民泊、うるま市教育委員会、それぞれ方向性を持ちながら活動していますが、地域全体を巻き込み、躍動していることを学ばせていただきました。このような躍動のある空気のある町に木城もしていきたいと思います。

これで、令和7年度産業文教常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 次に、1番、矢野哲也議員。

○議会広報編集特別委員会委員長（矢野 哲也君） まず初めに、議会広報編集特別委員会から報告いたします。

12月24日から来年1月下旬にかけて委員会を開催します。町民の皆様、まずは手に取って読んでいただける紙面づくりに取り組んでまいります。各議員の皆様のご協力をお願いいたします。

○議員報酬及び定数検討特別委員会委員長（矢野 哲也君） 次に、議員報酬及び定数検討特別委員会から報告いたします。

現在、議員定数に関しましては、議員間の協議や各団体との意見交換会を実施しております。様々な意見を踏まえ、議員定数の検討を進めてまいります。

また、議員報酬につきましては、議員活動内容の実績の積み上げや、人口規模の近い自治体の資料を参考に協議を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（眞鍋 博） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から、議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から、新田原基地関連の情報収集及び調査等に関することについて、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から、議員報酬及び議員定数の検討に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長、議員報酬及び定数検討特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る12月5日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和7年第9回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） まず初めに、お見舞いを申し上げます。

議会開催中の今月8日夜に青森県東方沖を震源とする震度6強の地震が発生いたしました。日を追うごとに甚大な被災状況が明らかになり、さらには、後発地震注意情報が発令されるなど不安な日々の毎日であります。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い元通りの生活が戻ってくるようご祈念を申し上げます。

次に、お礼を申し上げます。

7日間にわたりました第9回定例会のご審議、誠にありがとうございました。

今議会上程いただきました14議案、全て原案のとおり、可決をいただきました。厚くお礼申し上げます。

今回、肉づけいたしました補正予算につきましては、町の振興と町民の福利向上対策にスピード感を持って行政サービスを行ってまいります。

27日から1月4日までは年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。1月1日午前10時から、木城町二十歳のつどいをリバリスホールで執り行います。

なお、1月5日から仕事始めとなります。午後4時から、木城町新春賀詞交歓会が商工会館で予定をされています。

本年もいよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなっております。議員各位はじめ、皆様方には十分健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思います。

改めまして、第9回定例会のご審議ありがとうございました。

○議長（真鍋 博） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時45分閉会

---